

# 1.介護保険給付対象利用料(基本サービス費)

※1ヶ月の合計で請求します(1日ごとの合計金額を加えたものとは異なります)

要介護度	1日あたり		1割(30日)		2割(30日)		3割(30日)	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
要介護1	701単位	775単位	25,344円	27,715円	50,688円	55,429円	76,031円	83,144円
要介護2	746単位	823単位	26,786円	29,253円	53,571円	58,506円	80,357円	87,758円
要介護3	808単位	884単位	28,772円	31,207円	57,544円	62,413円	86,316円	93,621円
要介護4	866単位	935単位	30,631円	32,842円	61,261円	65,682円	91,891円	98,524円
要介護5	911単位	989単位	32,073円	34,576円	64,145円	69,143円	96,217円	103,714円

※基本サービス費(30日)には夜勤職員配置加算(24単位)、サービス提供体制加算Ⅰイ(18単位)、栄養マネジメント加算(14単位)、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(34単位)が含まれています。

## <その他の加算>

- \*介護職員処遇改善加算(Ⅰ): 所定単位数 × 39/1000
- \*介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ): 所定単位数 × 21/1000
- \*初期加算(入所から30日間): 30単位/日
- \*短期集中リハビリテーション実施加算: 240単位(3カ月間)
- \*入所前後訪問指導加算:(Ⅰ)450単位/回(Ⅱ)480単位/回
- \*認知症ケア加算: 76単位
- \*口腔衛生管理体制加算: 30単位/月
- \*療養食加算: 6単位/回
- \*経口維持加算:(Ⅰ)400単位/月(Ⅱ)100単位/月
- \*緊急時治療管理: 518単位/月(月に1回連続3日間を限度)
- \*再入所時栄養連携加算: 400単位/回
- \*褥瘡マネジメント加算: 10単位/月(月に1回を限度)
- \*排せつ支援加算: 100単位/月
- \*低栄養リスク改善加算: 300単位/月
- \*外泊時費用: 362単位/日(月6日を限度)
- \*認知症短期集中リハビリテーション実施加算: 240単位(週3回以上3カ月間)
- \*所定疾患施設療養費(Ⅰ): 239単位/日(Ⅱ)480単位/日(1月に1回連続7日間を限度)
- \*試行的退所時指導加算: 400単位/回
- \*退所時情報提供加算: 500単位/回
- \*退所前連携加算: 500単位/回
- \*訪問看護指示加算: 300単位/回
- \*ターミナルケア加算:  
死亡日以前4~30日: 160単位/日  
死亡日前日及び前々日: 820単位/日  
死亡日: 1650単位
- \*認知症行動・心理症状緊急対応加算: 200単位/月
- \*認知症情報提供加算: 350単位/回
- \*若年性認知症入所受入加算: 120単位/日
- \*地域連携診療計画情報提供加算: 300単位/回
- \*経口移行加算: 28単位/月
- \*口腔衛生管理加算: 90単位/月
- \*かかりつけ医連携薬剤調整加算: 125単位/回

## <計算方法>

- すべての単位数の合計に1単位10.68円を乗じたものが総利用料(円未満切捨て)になります。(名古屋市内は、1単位10.68円となります)
- 総利用料から介護保険負担分を引いた残りを自己負担分として請求いたします。(自己負担分は、介護保険負担割合証に記載された割合で計算いたします)

## <介護保険給付対象外利用料> (月:30日)

日用品費	教養娯楽費	食費	(第3段階)	(第2段階)	(第1段階)
100円/日	100円/日	1,700円/日	650円/日	390円/日	300円/日
3,000円/月	3,000円/月	51,000円/月	19,500円/月	11,700円/月	9,000円/月

居住費(個室)	(第3段階)	(第2段階)	(第1段階)
2,000円/日	1,310円/日	490円/日	490円/日
60,000円/月	39,300円/月	14,700円/月	14,700円/月

特別室料
600円/日(税別)
18,000円/月(税別)

203号室・205号室 206号室・207号室
----------------------------

居住費(多床室)	(第3段階)	(第2段階)	(第1段階)
550円/日	370円/日	370円/日	0円/日
16,500円/月	11,100円/月	11,100円/月	0円/月

※利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用《システム家具、居室内洗面トイレ設備あり》

食費、居住費の減額対象となる方の要件と負担限度額は下記の通りです。介護保険負担限度額認定証の申請手続きが必要です。

区分	対象となる方の要件
第1段階	生活保護を受給されている方。世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方。本人の貯蓄額等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は、夫婦合わせて2,000万円以下)の方。
第2段階	世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は、夫婦合わせて2,000万円以下)の方。
第3段階	世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円を超える方。本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は、夫婦合わせて2,000万円以下)の方。

電気代 電気製品の持込み1品につき1日あたり 50円(税別) 1,500円(税別)

テレビレンタル代 ご希望の場合1日あたり 150円(税別、電気代込) 4,500円(税別)

理美容代 月2回床屋出張あり、ご希望の場合 1,000円~5,000円程度(別途資料ご覧ください)

洗濯代 クリーニング業者に私物洗濯を依頼する場合 5,000円/月(税別、別途資料をご覧ください)